

定 款

株式会社焼肉坂井ホールディングス

株式会社焼肉坂井ホールディングス 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社焼肉坂井ホールディングスと称し、英文では、Y a k i n i k u S a k a i H o l d i n g s I n c.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

- ① 飲食店経営
- ② 寿司の販売及び販売指導
- ③ 食料品、清涼飲料水、酒類並びにその原材料の販売
- ④ 食料品の輸出入業務、加工、保管及び販売
- ⑤ 調理食台及び調理設備機具の賃貸及び販売
- ⑥ フランチャイズチェーンシステムによる教育産業に係る各種教室の加盟店の募集及び加盟店の指導育成並びに直営教室の経営
- ⑦ フランチャイズチェーンシステムによる外食産業に係る各種店舗の加盟店の募集及び加盟店の指導育成並びに直営店の経営
- ⑧ 経営コンサルタント業務
- ⑨ 不動産の売買、賃貸、管理並びにその斡旋
- ⑩ 建築の設計、管理、施工及び関連業者の斡旋
- ⑪ 建築請負業
- ⑫ 広告宣伝の企画、製作並びに販売
- ⑬ 損害保険代理店業務及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- ⑭ 信用保証業務
- ⑮ 貸金業
- ⑯ 農業の経営及び農林畜産物の生産、農林畜産物を原料とした食品の製造、加工、販売
- ⑰ 農作業の受託
- ⑱ 飲食業用原材料及び製品の製造、販売
- ⑲ 飲食業用機械器具の販売
- ⑳ ホテル、旅館等の宿泊施設、浴場等の入浴施設の経営
- ㉑ 各種菓子、調理食品の製造販売
- ㉒ 生命保険の募集に関する業務
- ㉓ 各種行事の企画演出及び運営
- ㉔ 建設工事の企画、設計、監理、請負及びコンサルティング業務
- ㉕ 旅行斡旋業務
- ㉖ 出版及び印刷業
- ㉗ 広告代理業
- ㉘ ソフトウェアの開発と販売

- ②⑨ コンピューター入出力データの作成
- ③⑩ 自動車の販売及び修理
- ③⑪ 塾の経営及び運営
- ③⑫ 国内及び海外における英会話、英会話教室並びに英語研修所の運営、その他外国語の指導及び日本語教師養成所の開設及び運営
- ③⑬ 生鮮食料品、加工食料品の販売
- ③⑭ 煙草、玩具、衣料品、日用品雑貨の販売
- ③⑮ 厨房機器、空調機器、店舗設備、什器備品等のリース、賃貸、販売及び保守管理
- ③⑯ コンピューター及び周辺機器の販売
- ③⑰ 各種事務及び給与計算代行業務
- ③⑱ 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業
- ③⑲ 労働者派遣事業法に基づく特定労働者派遣事業
- ④⑩ 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査役
- 3. 監査役会
- 4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、673,477,576株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利制限)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(基準日)

第13条 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書

類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする

(選任)

第20条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第23条 取締役会は、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
3. 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
4. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わる事のできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
5. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第24条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任)

第25条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第27条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第28条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第29条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第30条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第31条 当会社は、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

(中間配当)

第32条 前条のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第33条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。